

「人間の安全保障」を視点とした公民科授業開発 — 単元「国際社会の諸課題」を事例として —

樋口 雅夫

本稿は、社会構成主義的思考方を具体化したものとして、国際政治学の分野において近年注目されている「人間の安全保障」論¹⁾を用い、高等学校政治・経済の単元「国際社会の諸課題」を事例とした授業開発を目指すものである。現代国際政治学の分野においては、現実の国際政治現象の変化によってその理論的枠組みを変化させる研究方法が主流である。これは本授業構成においても通じる考え方であろうと考えている。本学習指導案は、「人間の安全保障」論を用いて現在の国際社会が抱える諸課題の現実とその解決策を探究させるところに主眼を置く。しかし、この理論を絶対的なものとしては捉えさせない。終結において、「人間の安全保障」論の課題について言及し、さらに新たな国際社会を説明する理論を探し出す可能性を生徒に委ねたい。このことが、課題を自ら見つけ、探究し続けられる公民科授業の本質であると考えているからである。

I. メタ理論としての社会構成主義の位置づけ

筆者は、仮説演繹法に基づく理論転換を授業レベルで具体化できることを国際政治学の事例から論究してきた²⁾。以下の図1に示す。

モデル化の際、現象d・現象eは捨象される。今、モデルAとモデルZが並列して存在しているとしてそれぞれのモデルから仮説A・仮説Zが導き出される。ここで、両仮説の対立状況が生じ、仮説Zの構成要素である現象fと仮説Aを組み合わせることで、新たな仮説A'として止揚される。しかし、次に仮説A'では説明でき

ない現象gが現れ、仮説A'の構成要素である現象a・現象bを捨象し、現象c、現象fと、現象gおよびすでに捨象してしまっていた現象eを組み合わせることによって新たなモデルBが構成できるとする。その際、現象a・現象bの捨象や現象eを復活させるかどうかは研究者の意思にかかってくるのだが、社会構成主義においてはこのような理論転換過程をたどることになる。

本構造図を用い、国際政治学の分野に社会構成主義を応用した場合、どのような理論構築が可能となるか考察したい。

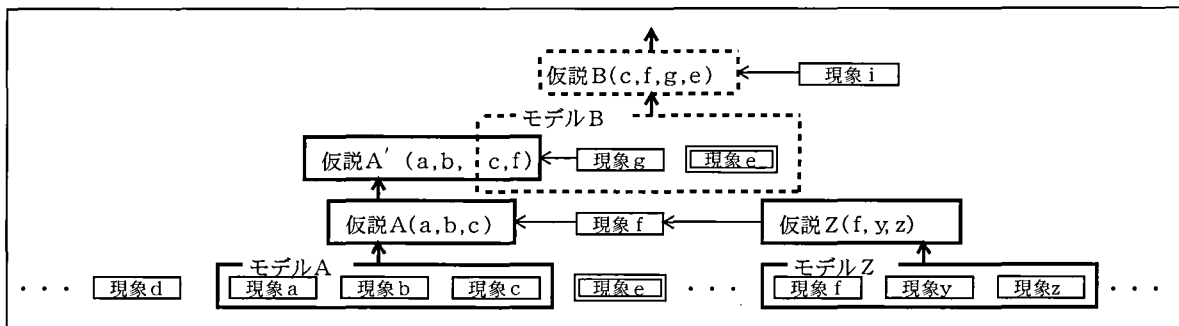


図1 社会構成主義に基づく理論転換構造図(筆者作成)

II. 国際政治学における「人間の安全保障」論の登場

1. 現在の国際政治学理論の方向性

現代国際政治学の分野においては、現実の国際政治現象の変化によってその理論的枠組みが修正されてきた。冷戦構造の崩壊、地域紛争の激化、地域的国際機構の設立・拡充といった変化を、いかにして自らの理論的基盤に取り入れ、より蓋然性のある理論構築につなげていくかが各研究者の課題となっている。

国際社会は変化し続けている。国際政治学者が現実主

義・制度主義・構造主義の妥当性に関する論争を繰り返し続けている間にも、新たな状況が生じている。「ヒト」の移動である。従来のマクロ理論体系では、主権国家同士の関係性に重きが置かれ捨象されがちであった「ヒト」の移動が、もはや無視し得ない状況にまでなっているのが現在の国際社会である。国境を越えて移動する労働者・難民、多国籍企業、NGOの活動等がそれに当たるが、すでに国際関係は「ヒト」のファクターが相当大きくなってきている。もはや、国際社会の諸課題を解決

するには主権国家の活動だけでは不可能で、「ヒト」との協働作業が必要である、といえるところまで「ヒト」の影響力は増大しているといえよう。後で学習指導案として具体化する対人地雷全面禁止条約の交渉・締結過程は、NGOのネットワークである、地雷禁止国際キャンペーン(ICBL; International Campaign to Ban Landmines)の関わりなしには考察することができない。気候変動枠組み条約および京都議定書の締結に関わった気候行動ネットワーク(CAN; Climate Action Network)や、国際刑事裁判所設立に関わった国際刑事裁判所を求めるNGO連合(CIICC; NGO Coalition for International Criminal Court)の活動も同様である。

これらNGOの存在そのものおよび諸活動は、前章の図1に当てはめると、「現象e」に当たる。従来の国際関係論では捨象されがちであったものであるが、国際社会環境の変化により主権国家同士では解決不能の問題が多く現れるようになり、NGOの存在意義がクローズアップされてきたのである。そして、これらNGOを構成する「人間」に視点を当てた理論が「人間の安全保障」論なのである。

2. 「人間の安全保障」論の理論的・運動論的展開

「人間の安全保障」とは、1994年に国連開発計画(UNDP)が『人間開発報告書1994』の中で提唱した概念である。経済、食料、健康、環境、個人、地域社会、政治の安全保障など、広範で包括的な内容となっている。従来の安全保障概念が、国家の安全保障にすぎなかったことに対する批判となっている³⁾。

即ち、「人間の安全保障」の下では、領土保全よりも人間の暮らしや社会のあり方が問題となる。領土を外敵から守るだけでなく、人間の安全をより中心に考えるのである。そして従来の安全保障概念と異なり、安全に関する全責任が国家にあるのではなく、多くの担い手と制度が「人間の安全保障」実現に向けた道りに加わる必要があると幅広く考えている。とくに人々自身が参画することを重視するものなのである。以下に、両者の異同について、表に記す。

表1 国家の安全保障と人間の安全保障の異同⁴⁾

次元	国家の安全保障	人間の安全保障
空間性	主権国家の領域内	空間的に定まっていない
対象	主権国家	共同体・個人
主要な問題	外交・軍事	社会政治・社会経済・環境
コントロール形態	制度化されている	制度化されていない
意思決定	公式(政府による)	非公式(共同体・個人による)
潜在的脅威	組織的暴力	偶発的な暴力
対処策	外交・軍事: 単独	科学・技術: 多国間統治

(G. マクリーン(George MacLean)の分析より筆者修正)

現在、国際政治学において「人間の安全保障」論は徐々に受け入れられてきている。しかし、何より特筆すべきは、研究者の世界ではなく、現実社会の中で運動論としての「人間の安全保障」論が広がっている点である。人間の安全保障委員会が立ち上がり、人間の安全保障基金が整備されてからのわずか数年で、すでに多くのプロジェクトが進行しているのである⁵⁾。

「人間の安全保障」論は、冷戦終結後の国際社会を説明するために有効な理論であると考えられる。従来の理論的枠組みを超える理論として「人間の安全保障」論を位置づけるために、メタ理論としての社会構成主義が必要となるのである。さもなければ、現状追認に終始する一般性の低い理論と批判され、国家主権を重視する従来の諸理論を超えることは難しいだろう。

次章では、「人間の安全保障」論が、運動論にとどまることなく一般性を有した理論として用いることができる実証例として、1990年代に対人地雷全面禁止条約締結にこぎつけた一連の経過を概観したい。

III. 現実状況としての主権国家とNGOネットワークの関係性～オタワ・プロセスにおけるICBLの役割に着目して～

1997年12月3日、対人地雷全面禁止条約がカナダの首都オタワで122カ国によって署名され、1999年3月1日に発効した。この条約は、米ロ中といった超大国を含まない国々とICBLを中心とするNGOネットワークの協働作業によって実現した。対人地雷全面禁止という現象面のみならず、今後の国際交渉のあり方に多大な影響を与えたという意味でも、重要な条約である。

1. 対人地雷全面禁止条約交渉に至る歴史的経緯

対人地雷を制限した条約として代表的なものが、ジュネーブ条約(1949年発効)および特定通常兵器使用禁止・制限条約(CCW; Convention on Conventional Weapons, 1980年締結)である⁶⁾。1978年12月に発効したジュネーブ条約第1追加議定書では、「いかなる武力紛争においても、紛争当事国が戦争の方法又は手段を選択する権利は、無制限ではない。余分の危害又は不必要な苦痛を生ぜしめる性質をもつ兵器、投射物及び物質、並びに、そのような戦争の方法を用いることは、禁止する」(第35条1-2項)としている。条文を読めば明らかであるが、これは対人地雷に限定した条文ではなく、一般的な文言となっており、また、罰則規定もなかったため、実効性の薄いものであった。そこで、対人地雷を含む特定通常兵器の禁止・制限を切り離して取り扱う条約としてCCWが締結されたのである。CCWの第2議定書で、地雷が民間人に無差別に使用されることが禁じられた。しかしなお、①国際

的な戦争が対象で、地雷が最も深刻な国内紛争や内戦には適用されない、②プラスチック製地雷など探知困難な地雷を禁止していない、などの欠陥が指摘されていた⁷⁾。

対人地雷が多用されるようになったのはベトナム戦争以降であり、特にカンボジアやアフガニスタンでは探知困難なプラスチック製地雷が使用されてきた。CCW第2議定書はこうした実情に十分に対応できない構造的欠陥をはらんだ条約だったのである。

途上国の内戦で用いられた地雷は、内戦終了後も埋められたままであり、難民の帰還、再定住に対する障害となっているだけでなく、社会・経済生活の再建にとっても大きな阻害要因となっているのである。そして、多くの人々が今もなお、地雷によってその命を奪われたり、大怪我を負ったりし続けているのである。

1990年代に入り、対人地雷による被害を目の当たりにしたNGOや一部の国際機関を中心に対人地雷の全面禁止を目指す動きが出てきた。1993年にウィーンで開催されたCCW再検討会議には84カ国の政府代表団が参加し、UNICEF(United Nations Children's Fund)やUNHCR(United High Commissioner for Refugees)など9つの国際機関がオブザーバー参加した。会議の結果は、「失明をもたらすレーザー兵器」に関する第4議定書を新たに採択したもの、対人地雷については合意に至らず閉幕し、関係者を失望させた。しかしこの時同時に、ICBLを中心とするNGOネットワークと複数の政府が、オタワ・プロセスと呼ばれる新たな交渉の場を誕生させることに同意したのである。

2. オタワ・プロセスの実行過程

オタワ・プロセスとは、カナダ政府主導で始まった対人地雷全面禁止条約交渉・締結過程を指す。1996年、対人地雷全面禁止条約に向けた国際戦略会議(オタワ会議)がカナダの首都オタワで開催された。欧州連合(EU、当時15カ国)や日本、米国など50カ国が正式参加し、インド、ロシアなど24カ国がオブザーバー参加した。また赤十字国際委員会、UNICFF、UNHCRなど8つの国際機関もオブザーバー参加した。対人地雷全面禁止を確実なものとするため、カナダ政府は、会議参加条件として「自己選択方式」を導入した。すなわち、以下の3点を受諾できる国のみ参加を認めるという、国際条約交渉においては画期的な方式であった。

- ①対人地雷全面禁止の国際合意を、可能な限り早期に実現する
- ②各国政府がCCWで定めた基準より踏み込んだ行動を取る

小单元「対人地雷全面禁止条約」学習指導案

- (1) 小单元名 「対人地雷全面禁止条約」(3時間構成)
- (2) 小单元の目的 対人地雷全面禁止条約の交渉・締結過程を探求することで、「人間の安全保障」論を導出でき、現在国際社会が抱える諸課題を解決するための理論的視点を獲得できるとともに、新たな問題発見と探求ができる
- (3) 小单元の到達目標

③全面禁止を国内でも実施する

そして、オタワ会議最終日には、突如オーストリア政府から対人地雷全面禁止条約の原案が示され、行動計画が発表された。その背景には、ICBLの精緻な情報収集およびそれに基づく周到な根回し、旧来の慣習にとらわれないNGOならではのネットワークの軽さがあったことを無視し得ない。

1997年は、対人地雷全面禁止条約を締結させるための技術的な会合が繰り返された。その間には、米国による対人地雷全面禁止の期限を引き延ばし、かつ例外を認めさせようとの動きもあったが、軍縮問題としてではなく、人道的問題として対人地雷を捉えさせ、全面禁止へ向けた各国政府の決断への心理的ハードルを低くしたICBLの戦略が功を奏し、同年12月3日にオタワで調印式を行うことができた。

3. オタワ・プロセスにおけるICBLの国際政治学的位置づけ

オタワ・プロセスにおいて、重要な役割を演じたICBLは1992年、欧米の6団体によって創設された国際的NGOネットワークである。1993年にICBLが開催した初の国際会議(ロンドン)で、ジョディ・ウィリアムズがコーディネーターに選出されている。ICBLとジョディ・ウィリアムズは、設立からわずか5年後の1997年にはノーベル平和賞を受賞しているが、国連NGOとして正式登録されたのは受賞後であり、それも賞金を受け取る主体が必要となったからという理由からであった。これほどまでにゆるやかなネットワークがICBLなのである。

現代国際社会において、主権国家の役割はいまだ無視し得ない。そうした時代状況の中でNGOは、国際交渉過程において主権国家の補完的役割から協働作業のパートナーとしての地位を得ようとしている。このことは「人間の安全保障」論で説明することができ、同理論は今後の国際社会の行方を予測することのできる一般性を有したものである。

IV. 小单元「対人地雷全面禁止条約」学習指導案

本章では小单元「対人地雷全面禁止条約」の学習指導案を提示する。本小单元は、単元「国際社会の諸課題」に位置づけられ、個人の意思を代表している主権国家と、個人、NGOの個別的・具体的意思との関連の中で問題解決が図られることを明らかにする構造となっている。

- それぞれの国際機構が客観的共通利益(人類益)を追求するという理念の下に結束し、対話を行っていく中で、国際社会の問題解決が図られる、と一応説明することができるが、問題解決に至らない場合も多い
- 各主権国家にとって、客観的共通利益(人類益)の追求という目的では一致していたが、対人地雷禁止は客観的共通利益(人類益)の追求に至るための手段の一つにすぎず、絶対に禁止しなければならない、とまでの意思はなかったため、根本的な問題解決に至らなかった
- 軍縮問題をトータルに捉え、対人地雷問題はその中の一つの問題にすぎないと包括的視点を持ちがちな主権国家に対し、NGOは対人地雷全面禁止だけが目的であり、その点に論点を焦点化させ、妥協、反論の余地をなくしていき、全面禁止以外解決策はないと思わせることに成功した
- 国連安全保障理事会の軍縮会議という場を経なくても、中核国とNGOの協働作業によって対人地雷全面禁止が実現することになり、中核国やNGO、さらに国家の安全保障政策により苦しんでいた多くの人々に、国家の政治的・経済的利益より、人間個人の利益が優先される場合があり得ることを実感させる事例となった

(4) 小単元の構成

- 導入 ○多発するテロ、地域紛争、その結果国境を超えて押し寄せる難民の帰還問題などは、それぞれの国際機構が客観的共通利益(人類益)を追求するという理念の下に結束し、対話を行っていく中で解決が図られる、という理論で十分に説明することができるだろうか
- 展開1 ・対人地雷とはどのようなものか
◎国際連合安全保障理事会の常任理事国が3カ国も反対、もしくは不参加という状況で、なぜ、対人地雷全面禁止条約は締結・発効にこぎつけることができたのだろうか
- 展開2 ○冷戦期からの勢力均衡論などに基づく現実主義、制度主義を克服し、客観的共通利益(人類益)を追求するために、主権国家はどのような取り組みを行ったか
○主権国家のみで行われる対人地雷禁止・制限交渉の限界はどこにあったか
- 展開3 ○地雷禁止国際キャンペーン(ICBL)を構成するNGOはなぜ、対人地雷全面禁止を目指して運動を起こしたのだろうか
○ICBLは、対人地雷全面禁止条約締結交渉にどのように関わったか
○ICBLの交渉方法は、主権国家にどのような影響を与えたか
◎国際連合安全保障理事会の常任理事国が3カ国も反対、もしくは不参加という状況で、なぜ、対人地雷全面禁止条約は締結・発効にこぎつけることができたのだろうか
- 終結 ○対人地雷問題をはじめとする、現在国際社会で問題となっている事例を解決するためには、国際社会をどのようなものと捉え、説明することが適当だろうか
・国家と個人、NGOを関係させることで、国際社会のあらゆる問題は解決するだろうか

(5) 教授・学習過程

	教師の指示・発問	教授・学習活動	資料	生徒に獲得させたい知識
導入	<ul style="list-style-type: none"> 現在国際社会で問題となっていることには、どのような事例があるだろうか これらの問題解決に、どのような国際機構が関わっているか 国際機構が創設され、存続していくための要因はどのような理論で説明することができるか 現在国際社会で問題となっている地球環境問題、食糧問題などは、どの理論的根拠に合致しているか ○多発するテロ、地域紛争、その結果国境を超えて押し寄せる難民の帰還問題は、この理論で十分に説明することができるだろうか ※具体的事例を基に探求しよう。対人地雷全面禁止条約締結に至るまでの過程を考察しよう 	<ul style="list-style-type: none"> T:発問する P:答える T:発問する P:答える T:発問する T:資料提示 P:答える T:発問する P:答える T:発問する P:考える P:答える T:指示する 	<ul style="list-style-type: none"> ① ① ② 	<ul style="list-style-type: none"> ・地球環境問題、地域紛争の多発、テロの問題、食料問題など問題が山積している ・国際連合およびその専門機関、多くの地域的国際機構が問題解決に関与している ・国際機構が創設され、存続していくためには①政治的利益、②経済的利益の伸長、③客観的共通利益(人類益)の追求、といった三つの要因が考えられる ・それぞれの国際機構が客観的共通利益(人類益)を追求するという理念の下に結束し、対話を行っていく中で問題解決が図られる、というものが最も一般性の高い説明である ・一応説明することは可能だが、これらの問題は主権国家どうしの対話だけで解決するのは困難で、何か別のファクターを用意する必要があるのではないか
展開1	<ul style="list-style-type: none"> 対人地雷とはどのようなものか 殺傷能力はどのくらいか 対人地雷を敷設する目的は何か 現在、地球上に対人地雷はどのくらい敷設されているか なぜ、対人地雷はこれほど多く敷設されているのか 対人地雷は戦争・紛争が終結した後は、どのように処理されるのか 人身に関する被害以外にどのような影響が出ているか 問題解決の方法はあるだろうか 現在、対人地雷の製造についてはどのような国際的な取り決めがあるか 対人地雷禁止条約発効後、対人地雷の除去は進んでいるか 対人地雷全面禁止条約に反対、または参加していない主要な国はどこか ◎国際連合安全保障理事会の常任理事国が3カ国も反対、もしくは不参加という状況で、なぜ、対人地雷全面禁止条約は締結・発効にこぎつけることができたのだろうか 国家レベルの取り組み、非政府組織(NGO)の取り組みに分けて探求してみよう 	<ul style="list-style-type: none"> T:発問する P:答える T:発問する P:答える T:発問する P:答える T:発問する P:答える T:発問する P:答える T:発問する P:答える T:発問する P:答える T:発問する P:答える T:発問する P:答える T:発問する P:考える T:指示する 	<ul style="list-style-type: none"> ③ ③ ④ ⑤ ⑤ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑧ ⑧ ⑧ ⑨ 	<ul style="list-style-type: none"> ・対人地雷はその種類に関係なく、手や足や視力を失うという後遺症を残すことを目的とした武器である ・設計上は人を殺すことを目的としていないが、手当の遅れによって結果的に多くの人々が亡くなっている ・単に即死させることが目的ではなく、後遺症を残すことで戦闘意欲を失わせることが主目的である ・世界70カ国以上に1億個以上敷設されているといわれ、赤十字国際委員会(ICRC)の推計によると毎年24000人が犠牲になっている ・対人地雷は安価なものだと1個3ドルで入手でき、「貧者の兵器」とも呼ばれているほど需要が多い ・多くの場合、敷設されたままであり、一般市民が終戦後も犠牲になり続けている ・どこに地雷が敷設されているか予測できず、土地の開拓が思うにまかせないため、対人地雷が敷設された国家・地域の経済発展に悪影響が出ている ・すでに敷設されている対人地雷を個々に除去することと、これ以上新たな対人地雷を製造しないことでしか根本的解決はあり得ない ・1997年12月に122カ国が署名して、カナダの首都オタワで対人地雷全面禁止条約が締結された ・1999年3月1日に発効し、批准した国については法的拘束力を有している ・アンゴラ、モザンビーク、ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア、カンボジア、アフガニスタンなど、多く対人地雷が敷設されている国に対しては、治安状況を確認しつつ、地雷除去の活動が進んでいる ・アメリカ、ロシアは条約締結交渉には参加したが調印はせず、また、中国も不参加である ・常任理事国が拒否権を発動できる安全保障理事会以外の場で、条約締結交渉が行われたからではないか ・アメリカ、ロシア、中国以外の国のうちで、強力なリーダーシップを発揮し、条約締結交渉を牽引した国があるのではないか ・国家間交渉だけでは利害の対立から交渉がまとまるとは思えず、国家代表以外の専門的知識を持った非政府組織(NGO)が関与したからではないか
展開	<ul style="list-style-type: none"> ※国家レベルの取り組みを探求する ○冷戦期からの勢力均衡論などに基づく現実主義 	T:発問する	⑨	・国際連合の安全保障理事会、軍縮会議などの場で軍縮という共通目標

2	<p>義、制度主義を克服し、客観的共通利益(人類益)を追求するために、主権国家はどのような取り組みを行ったか</p> <p>・対人地雷全面禁止に向けての話し合いはどのようになされたか</p> <p>・そもそもこの対人地雷を禁止する法的根拠はどこにあったのか</p> <p>・この条約はどのような内容なのか</p> <p>・対人地雷を制限するために、ジュネーブ条約第1追加議定書をより具体化した条約はないのか</p> <p>・ジュネーブ条約第2追加議定書が締結されたにもかかわらず、なぜ、対人地雷の製造・使用はその後も続いたのか</p> <p>・主権国家の連合である国際連合は、このような状況に対していかに対処したか</p> <p>・CCW再検討会議は、どのような経過をたどったか</p> <p>・CCW再検討会議で、対人地雷は禁止されたか</p> <p>○主権国家のみで行われる対人地雷禁止・制限交渉の限界はどこにあったか</p> <p>・国家による地雷禁止・制限交渉を補完する個人・団体があるだろうか</p>	<p>T:資料提示 P:答える</p> <p>T:発問する P:答える</p> <p>T:発問する P:答える</p> <p>T:発問する P:答える</p> <p>T:発問する P:答える</p> <p>T:発問する P:答える</p> <p>T:発問する P:答える</p> <p>T:発問する P:答える</p> <p>T:発問する P:答える</p> <p>T:発問する P:答える</p>	<p>については一致し、その進展を目指して討議がなされていた</p> <p>⑨・国連の場合、各主権国家は、対人地雷は非人道的であるという点については意見が一致し、将来の全面禁止に向けて、まずは製造の制限、保持の制限、使用の制限といったプロセスを経て全面禁止に至ろうとの共通認識ができた</p> <p>⑨・1949年に発効したジュネーブ4条約からなる国際人道法をもとに、1978年にジュネーブ条約第1追加議定書が発効していた</p> <p>⑨・第35条に「いかなる武力紛争においても、余分の苦痛を生ぜしめる性質をもつ兵器、投射物及び物質、並びに、そのような戦争の方法を用いることは、禁止する」と規定され、対人地雷の使用はできないと解釈することができた</p> <p>⑨・1980年に過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用又は制限に関する条約(特定通常兵器使用禁止・制限条約、CCW)が締結され、ますます対人地雷の使用は難しいと解釈できる法的根拠ができた</p> <p>⑨・同年、ジュネーブ条約第2追加議定書(地雷、ブービー・トラップ及び他の類似の装置の使用の禁止又は制限に関する議定書)が締結され、条約名に「地雷」の文字が入り、さらに対人地雷禁止の法的根拠が明確になった</p> <p>⑨・ジュネーブ条約第2追加議定書は、①国際的な戦争が対象で、地雷が最も深刻な国内紛争には適用されない、②プラスチック製地雷など探知困難な地雷を禁止していない、などの法的不備があったため、各国は自国の政治的・経済的利益を優先し、人類益としての地雷禁止・制限には至らなかった</p> <p>⑩・1993年、第48回国連総会にてCCW再検討会議 開催決議を採択し、地雷の禁止・制限について話し合う場を再び持とうとした</p> <p>⑩・2年間、都合4回にわたる準備委員会と1回の再検討会議専門家会議を開催し、各国の政治的・経済的利益の調整を図り、ようやく1996年にCCW再検討会議が開催された</p> <p>⑩・対人地雷については各国の主張が合意に至らず、「人の接近・接触によって爆発するが、それが第一義的目的ではない」地雷については、禁止されず、結果的に対人地雷は今まで通り製造・使用できる、骨抜きとなった改正議定書が全会一致で採択された</p> <p>⑩・各主権国家にとって、客観的共通利益(人類益)の追求という目的では一致していたが、対人地雷禁止は客観的共通利益(人類益)の追求に至るための手段の一つにすぎず、絶対に禁止しなければならない、とまでの意思はなかった</p> <p>⑩・各種NGOの活動を探索してみる必要がある</p>
展開 3	<p>※個人、NGOレベルの取り組みを探索する</p> <p>・対人地雷の全面禁止運動に取り組んでいたNGOにはどのような団体があるか</p> <p>○これらの団体はなぜ、対人地雷全面禁止を目指して運動を起こしたのだろうか</p> <p>・これらの団体は、どのような方法で対人地雷の全面禁止運動を拡大していったか</p> <p>・誰が中心となって活動を推進したか</p> <p>・ICBLはどのような特徴をもったNGOネットワークなのか</p> <p>○ICBLは、対人地雷全面禁止条約締結交渉にどのように関わったか</p> <p>・オタワ・プロセスはどのような経過をたどったか</p> <p>・ICBLなどはどのような戦略で交渉に臨んだか</p> <p>○ICBLの交渉方法は、主権国家にどのような影響を与えたか</p> <p>・中核国とNGOネットワークの協働で進められた対人地雷全面禁止条約締結交渉は、どのような成果を得るに至ったか</p> <p>・アメリカ、ロシアなどの超大国はどのような</p>	<p>T:発問する T:資料提示 P:答える</p> <p>T:発問する P:答える</p> <p>T:発問する P:答える</p> <p>T:発問する P:答える</p> <p>T:発問する P:答える</p> <p>T:発問する P:答える</p> <p>T:発問する P:答える</p> <p>T:発問する P:答える</p> <p>T:発問する P:答える</p> <p>T:発問する P:答える</p> <p>T:発問する P:答える</p> <p>T:発問する P:答える</p> <p>T:発問する P:答える</p> <p>T:発問する P:答える</p> <p>T:発問する P:答える</p> <p>T:発問する P:答える</p> <p>T:発問する P:答える</p>	<p>⑪・米国ベトナム退役軍人財団(VVAF、米国)、メディコ・インターナショナル(ドイツ)、ハンディキャップ・インターナショナル(フランス)ヒューマン・ライツ・ウォッチ(米国)、マインズ・アドバイザリー・グループ(イギリス)、フィジシャンズ・フォー・ヒューマン・ライツ(米国)などのNGOが地雷廃絶のための運動を行っていた</p> <p>⑫・アングラ、モザンビークなどで対人地雷の被害に苦しむ人々の姿を見て、純粋に人道的観点から対人地雷を全面禁止しないとこれらの地域に平和な生活は戻らないと感じたことが、運動の発端である</p> <p>⑬・1992年に地雷禁止国際キャンペーン(ICBL)を発足させ、ゆるやかなネットワークを組織した</p> <p>⑬・VVAFの一員であったジョディ・ウィリアムズがコーディネーターに任命され、活動を推進した</p> <p>⑬・ICBLは、①徹底した人道主義、②各国の市民社会との連携、③メディアの活用、④専門家の動員、⑤国際機関との連携、⑥カナダ、オーストラリアなど、中核国と呼ばれる複数の対人地雷全面禁止推進派諸国との協働、といった特徴をもったNGOネットワークである</p> <p>⑭・CCW改正議定書が骨抜きの内容で採択された後、対人地雷全面禁止推進派諸国数カ国に接近し、対人地雷全面禁止問題を風化させないように努力した</p> <p>⑭・粘り強い働きかけが実り、1996年、カナダ政府が対人地雷全面禁止条約締結交渉(オタワ・プロセス)を始動させることを宣言した</p> <p>⑮・1997年、対人地雷全面禁止条約の条約文に関する検討会議、対人地雷全面禁止条約の技術的問題を話し合う会議、対人地雷全面禁止条約に向けた政治的結束を図る国際会議の開催を矢継ぎ早にカナダ政府に働きかけ、実現させた</p> <p>⑮・対人地雷の非人道的側面に焦点化し、条約の目的が対人地雷の全面禁止にあることだけを主張した</p> <p>⑮・軍縮問題をトータルに捉え、対人地雷問題はその中の一つの問題にすぎないとの包括的視点を持ちがちな主権国家に、対人地雷問題だけを焦点化させ、妥協、反論の余地をなくしていき、全面禁止以外解決策はないと思わせることに成功した</p> <p>⑮・これらの会議にICBL、赤十字国際キャンペーン(ICRC)、アラブ連盟などのNGO団体、NGOネットワークも参加し、対人地雷全面禁止のための建設的意見を表明した</p> <p>⑯・当初消極的賛成だったイギリス、フランスという国連安全保障理事会常任理事国が、国際・国内世論の高まりに押され全面賛成に態度を変化させ、一気に条約締結の機運が高まった</p> <p>⑰・対人地雷問題を人道的問題としたICBLの戦略が功を奏し、アメリカ</p>

<p>態度であったか</p> <p>・対人地雷全面禁止条約はどのように締結されていったか</p> <p>◎国際連合安全保障理事会の常任理事国が3カ国も反対、もしくは不参加という状況で、なぜ、対人地雷全面禁止条約は締結・発効にこぎつけることができたのだろうか</p>	<p>P:答える</p> <p>T:発問する P:答える</p> <p>T:発問する P:答える</p>	<p>⑧</p> <p>力、ロシアも総論部分では賛成せざるを得なくなり、条約締結交渉に参加するようになった</p> <p>・アメリカ、ロシアの政治的利益を侵害するものである、との政府意見もあったが、国際世論の趨勢は対人地雷の即時全面禁止であったため条約締結を黙認せざるを得なくなった</p> <p>・1997年、オタワで調印式が行われ、160カ国が参加し、122カ国の署名・調印を持って締結された</p> <p>・1999年、批准国数が発効条件を満たし、3月1日に発効した</p> <p>・国連安全保障理事会の軍縮会議という場を経なくても、中核国とNGOの協働作業によって対人地雷全面禁止が実現することになり、中核国やNGO、さらに国家の安全保障政策により苦しんでいた多くの人々に、国家の政治的・経済的利益より、人間個人の利益が優先される場合があり得ることを実感する事例となった</p>
<p>○対人地雷問題をはじめとする、現在国際社会で問題となっている事例を解決するためには国際社会をどのようなものと捉え、説明することが適当だろうか</p> <p>・国家と個人、NGOの協働作業で問題解決を目指した事例として、対人地雷問題以外にどのような問題があっただろうか</p> <p>・国家と個人、NGOを関係させることで、国際社会のあらゆる問題は解決するだろうか</p>	<p>T:発問する T:資料提示 P:答える</p> <p>T:発問する P:答える</p> <p>T:発問する P:考える P:答える</p>	<p>⑨</p> <p>・「国家の安全保障」に対し「人間の安全保障」という概念が提起されており、①国家よりも個人や社会に焦点を当てている、②国家の安全に対する脅威とは必ずしも考えられてこなかった要因を、人々の安全保障への脅威に含める、③国家のみならず多様な担い手が関わっている</p> <p>⑩</p> <p>④その実現のためには「人間」は単に保護の対象ではなく、人間が自らを守るための能力強化が必要である、といった観点を示している</p> <p>⑪</p> <p>・その観点に基づき、NGOを国家のパートナーと捉え、その協働作業で問題解決されていくことが可能と理論づけられた</p> <p>⑫</p> <p>・地球温暖化防止に関する京都議定書締結過程、国際刑事裁判所設立過程などが事例としてあげられる</p> <p>・解決に近づこう</p> <p>・やはり国家の影響力が大きく、個人、NGOの意思を無視してしまい、結局現実主義の理論でしか問題解決できないのではないかと</p>

(6) 資料の出典

①『新編資料高校政・経2005』令文社、2005年、pp. 260-283。②最上俊樹『国際機構論』東京大学出版会、1996年、pp. 51-55。③目加田説子『地雷なき地球へー夢を現実にした人びとー』岩波書店、1998年、p. 2。④前掲書③、p. 3。⑤前掲書③、p. 4。⑥前掲書③、p. 6-8。⑦前掲書③、p. 9。⑧前掲書③、pp. 224-229。⑨目加田説子『国境を超える市民ネットワークトランスナショナル・シビルソサエティー』東洋経済新報社、2003年、pp. 224-229。⑩前掲書③、pp. 71-74。⑪前掲書③、pp. 64-67。⑫前掲書③、p. 64。⑬前掲書③、pp. 81-91。⑭前掲書③、pp. 91-106。⑮前掲書③、pp. 68-80。⑯前掲書③、pp. 160-165。⑰前掲書③、pp. 165-176。⑱緒方貞子、アマルティア・セン『安全保障の今日的課題ー人間の安全保障委員会報告書ー』朝日新聞社、2003年、pp. 12-13。⑲前掲書③、pp. 27-66。⑳前掲書③、pp. 115-152。

VI. おわりに

「人間の安全保障」論は比較的新しい理論であり、その適用範囲についての検討は、まだなされている途中である。本発表では、社会構成主義をメタ理論として用い、その枠内に「人間の安全保障」論を位置づけることで、

「理想主義的人間主義」・「人間至上主義」に陥ることなく、現実存在している主権国家と「人間」を構成要素とするNGOネットワークとの関連性を探求する授業過程を創出することが可能となった。以下に、本授業構成構造図を示す。

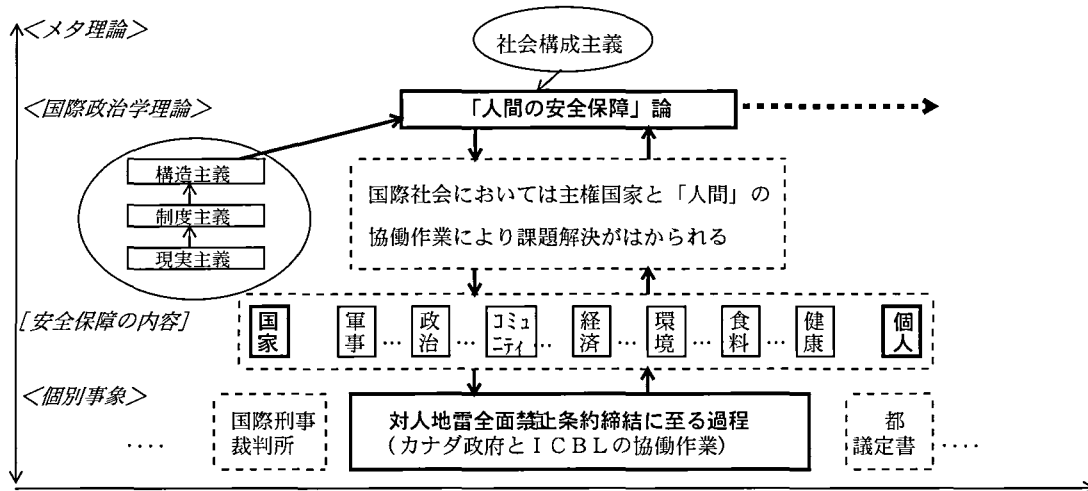


図2 「人間の安全保障」論を視点とした授業構成構造図(筆者作成)

本発表で提示した学習指導案の構造は、より精緻化する必要がある。今後の課題としたい。

【本文註】

- 1) 佐藤誠、安藤次男編『人間の安全保障：世界危機への挑戦』東信堂、2004年、p. 7。
- 2) 拙稿「問題を探求し続ける公民科「政治・経済」の授業構成ー単元「地域統合」を事例としてー」『社会科研究』第61号、全国社会科教育学会、2004年、pp. 51-60。

- 3) 家正治編『講義国際組織入門』不磨書房、2003年、p. 157。
- 4) 前掲書1)、p. 209。
- 5) 緒方貞子、アマルティア・セン『安全保障の今日的課題ー人間の安全保障委員会報告書ー』朝日新聞社、2003年、pp. 12-13。
- 6) 目加田説子『国境を超える市民ネットワークトランスナショナル・シビルソサエティー』東洋経済新報社、2003年、pp. 68-80。
- 7) 同上。